

2023年9月吉日

報道関係者各位

ニュースリリース

「弁護士・税理士・司法書士」

青年3士業団体でインボイス制度の廃止を求める緊急記者会見 内容

2023年9月14日

於 衆議院第一議員会館 第5会議室

10月1日のインボイス制度開始約2週間前に、弁護士・税理士・司法書士の3青年団体が合同で、インボイス制度の廃止を求める緊急記者会見を行いました。3士業が合同でインボイス制度反対を訴えることは史上初。法律家・税の実務家の立場から、各団体が反対声明・決議文を発表しました。加えて、「事業者」としての当事者の立場から、司法書士への影響を調査したアンケート結果も発表しました。インボイス制度によって司法書士の独立開業に影響があると65%が回答しており、司法過疎地への影響が懸念される結果となっています。さらに、43万筆超のインボイス反対署名を集めているフリーランスの市民グループ「STOP! インボイス」がゲストスピーカーとして登壇し、インボイス反対の陳情・請願の全国採択数を報告しました。

こちらのプレスリリースに、皆様の発言の概要をまとめております。ぜひご紹介の検討をよろしくお願いいたします。

当日の資料や公式写真などは、以下よりダウンロードいただけます。

URL:https://drive.google.com/drive/u/0/folders/1s65hBoEta_P6dvpoM27m3yJc2rGQF8Bc

出席者：

富川和将（とみかわ・かずまさ／全国青年税理士連盟会長 税理士）

山田隆一（やまだ・りゅういち／全国青年税理士連盟前会長 税理士）

荘原直輝（そうはら・なおき／全国青年司法書士協議会会長 司法書士）

笹山尚人（ささやま・なおと／青年法律家協会弁護士学者合同部会議長 弁護士）

阿部伸（あべ・しん／インボイス制度を考えるフリーランスの会 STOP! インボイス）

白井則邦（しらい・のりくに／インボイスに反対する司法書士有志の会呼びかけ人 司法書士）

会見内容まとめ

1. 開催挨拶 富川和将（税理士／全国青年税理士連盟会長）

本日は制度開始直前ではありますが、インボイス制度の導入について反対の表明をするために、この緊急集会を開催させていただきました。

私達は、この制度が我が国の経済環境に及ぼす潜在的な影響について懸念をしており、その理由を皆様にお伝えすべくこの集会を開催させていただきました。インボイス制度は皆様ご承知の通り多くの問題点があるとされておりまして。

大きくは、個人事業主やフリーランスの事務及び納税の負担が増加し、それにより倒産を招く恐れがあること。免税事業者が市場から排除される恐れがあること。免税事業者に対して一方的な値引きが行われる恐れがあること。それから消費税等の納税ができず滞納が増え、その結果徴税コストの増加に伴い無駄に税金が使用される可能性があること。このように様々な問題が起こることが考えられます。このような問題について、税理士の私達は日々、経営者、事業者の方からの相談を受けており、このような制度を導入することは、真に国民納税者のための改正ではないと考えており、以前からこの制度に対する反対、廃止を求める要望書、意見書を各関係団体に提出させていただくという活動を行ってまいりました。

そして今回このような活動に、全国青年司法書士協議会様、青年法律家協会弁護士学者合同部会様にご賛同後押しをいただき、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」「憲法を擁護し、平和と民主主義および基本的人権を守ること」「納税者の権利擁護を実現するために国民のための税理士制度の確立を目指す」これらの目的を掲げている私達が、是非とも、声を上げなければという決意のもと、本日は開催をさせていただきます。

2. 全国青年税理士連盟 インボイス制度に対する反対声明報告

報告者：山田隆一（税理士／全国青年税理士連盟前会長）

適格請求書保存方式（インボイス制度）は、複数税率に対応した仕入れ税額控除の方式です。現行の区分記載請求書等保存方式に変わり、この10月1日から導入され、売り手買い手に新たな義務が課されます。

事業者が納税する消費税額の計算は、課税売上にかかる消費税から課税仕入れ等にかかる消費税（仕入税額控除）を差し引いて計算しますが、インボイス制度が導入されると、インボイス発行事業者との取引でないと仕入税額控除が出来なくなります。

インボイス制度は、令和元年の軽減税率導入時に、仕入税額の中に8%と10%の税率が混在することになり、正しい消費税の納税額を算出する目的で導入すると財務省は説明しています。

しかし、税理士の共通の認識として、現行の区分記載請求書保存方式で、正確な計算が出来ないということはありません。むしろ、日本の現行の仕入税額控除の方式は優れていると考えています。

さらに、国税庁長官の発表として、「インボイス制度が始まった後の税務調査については、従来と変わらず、大口で悪質な事例に限定して実施する。軽微な記載のミスを確認するための調査はこれまでできていない。記載事項の不備をあげつらうような調査はしない。」という記事が出ておりました。現状でも、税務調査の場において、消費税の計算が正しいかどうか隔々まで確認をされるというわけではありませんし、インボイスが導入されたとしてもそうではないということです。

制度導入前からこのような発言があるのは、国民への押しつけをしている裏返しであり非常に問題のある発言であると考えております。

インボイス制度の理解のためには、まず消費税の仕組みを理解する必要があります。事業者は国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務があるとされています。（消費税法第5条）この事業者というのが納税義務者です。

例えば、卸売業者が製造業者から 5500 円で仕入れたものを小売業者に 7700 円で販売した場合、卸売業者は消費税として 10%の 200 円を納めないといけない。小売業者は、卸売業者から 7700 円で仕入れたものを、消費者に 11000 円で販売した場合、消費税として 300 円を納める。このケースで、最終的に消費者も消費税を負担しているように見えますが、これは商品の対価として払っているだけで、納税義務者として払っているわけではありません。

小売業者の立場からすると 11000 円の販売価格にするのか税込 10000 円にするのか。つまり、消費税分を加算するのかしないのかを自由に決められます。たとえいくら売値であっても、事業者は年間の売上の 110 分の 10 (10%) を消費税として納税する仕組みになっています。

つまり、消費者の立場から見た消費税が、事業者の側で納税されずに懐に入っているという、いわゆる益税は発生しないことになります。これについては東京地裁での平成元年の判決等が出ています。

「事業者が消費者から徴収する消費税相当額は、あくまでも対価の一部にすぎないものであり、消費税相当分の対価につき、過不足なく国に納付する法的義務を、消費者に関して負うものではない。」また、国会の答弁でも、財務大臣政務官が、消費税は預り金的性格の税であり、預かり金ではないという明確な答弁をされています。

消費税は事業者が支払う義務を負うものであり、益税というものは存在しませんが、国民に浸透していないことが、インボイス反対の議論が盛り上がりきらない原因であり、とても大きな問題であると感じております。そもそも、インボイス制度の開始により益税が解消されるという意見は、法律のたてつけに対する完全な誤解です。

租税には、①公平性②中立性③簡素という三原則があります。

公平性の原則というのは、様々な状況にある人が、それぞれの負担能力、担税力に応じて分かち合うことです。

中立性の原則は、税制が個人や会社の経済活動を歪めることがあってはならないというもので、これも重要なポイントになります。

さらには、税制の仕組みは出来るだけ簡素にして、納税者が理解しやすいものにしなければならないという原則があります。インボイス制度は、このいずれの原則にも当てはまらず非常に問題があると感じております。

消費税法において、基準期間における課税売上高が 1000 万以下である事業者については、消費税を納める義務を免除するという規定があります。この規定は、このインボイス制度が導入された後も存在します。

問題なのは、同じ売上高が 1000 万以下の事業者であっても、取引が、BtoC 取引（消費者相手の取引）で、全くインボイスが不要な事業者と、BtoB 取引（企業間取引）で登録を選択せざるを得ない事業者とでは、小規模事業者に対する取り扱いに差異が出てしまい、課税の公平を鑑みると問題ではないかと考えます。

例えば BtoC 取引は、町の散髪屋さんとかエステ、塾などのように、主に個人顧客が中心の事業者はインボイス登録をしないところがたくさんあります。

次に、課税の中立性を歪めるという問題があります。インボイス制度の導入により、主として BtoB 取引を行う小規模事業者が、市場取引から排除される可能性や不当な値引きを要求される可能性があります。

これは課税の中立性が大きく歪められるということに直面しています。

また、フリーランス等の小規模事業者の方につきましては、一社のみ取引先から受注しているような場合も非常に多いので、パワーバランスの点で、判断を迫られること自体が問題であるというふうに考えております。一人親方の方についても高齢の事業者の方も多いので、これを機に廃業を考えるというような話も出てきており、課税の中立性の観点で、これほどの影響のある税制改正はいまだかつてないと思います。

次に、事業者へ過度な税負担を強いるという点が問題だと考えております。税理士は、顧問先である中小零細企業の事業者へ、インボイス制度対応に向けた指導に多くの時間を費やしていますし、インボイスの要件を

満たしているかの確認、書類の作成、会計ソフトへの入力に関しても新しい処理が増え、労務負担が増えます。この負担増が急増するため、不本意ながら顧問料の値上げをする事務所も出てきており、社会全体のコスト増が予想され、インボイス導入による税収との見合いが取れるのか本当に疑問です。

消費税の申告においても事務負担を勘案すると、多くの事業者はインボイス制度が導入されても、今までと変わらない計算方法を取ることが想定されており、どれほど意味があるものなのか疑問に感じています。

さらに、予定されている経過措置では抜本的な解決にはならないという問題があります。例えば仕入税額控除について、当初3年間は免税事業者からの課税仕入れについて80%は控除。その次の3年間は50%を控除し、その先で控除不可になるという段階を踏む計画措置が設けられていますが、企業の立場からすると、会計処理の手間が増大し、事務負担の軽減には一切なりません。免税事業者の2割特例もしかりです。

結局事業者としての負担は変わらないが、期間の設けられた経過措置を設けることで、一時的なものにもかかわらず、税負担の軽減と錯覚させられてしまう。これは、インボイス登録を推し進めるがためのまやかしだというふうに思っております。

インボイス制度導入にあたって、軽減措置や経過措置が設けられ、複雑怪奇な状況になっているにもかかわらず、制度導入を行うのは問題でしかありません。

最後に多くの人々が、インボイス制度は一般の国民には影響がなく、主に事業者だけが影響を受けるということを考えるようですがそれは事実ではありません。

免税事業者にとっての消費税部分は、売上価格を構成していました。インボイス制度の導入によって、そこに納税が必要となると、税負担分については、売上価格に転嫁せざるを得なくなり、物価が上昇すると考えています。

以上の点から、全国青年税理士連盟は、インボイス制度の廃止を提言しております。

3. 全国青年司法書士協議会 インボイス制度に反対する会長声明報告

報告者： 荘原直輝（司法書士／全国青年司法書士協議会会長）

当協議会は、物価高騰などで苦しむ市民の生活に更なる負担が生ずるおそれのある通称インボイス制度に断固反対をし、廃止を強く求めます。

その理由の一点目は、免税事業者取引上の不利益が生じ、可処分所得を大きく減らす恐れがあるということです。

消費税の課税事業者は、新たな消費税増税を避けるため、仕入れ先下請け事業者に対して、インボイスの発行を基本的に求めていくことになると思います。ですが、仕入れ先や下請け事業者が、消費税の免税事業者の場合、新たにインボイスを発行しようとする、課税事業者になることを選択し、売上額に関係なく消費税を納税しなければならなくなります。

制度上は選択制であっても、小規模な免税事業者が取引先からインボイス登録を求められれば、取引停止などの不利益を恐れて、登録を選択せざるを得ません。また、インボイスの登録をしないことを選択した場合には、新たな消費税負担を回避したいと考える取引相手によって、取引から排除されてしまったり、取引価格から消費税分が差し引かれてしまうといった不利益も起こり得ます。

これらは免税事業者の可処分所得を大きく減らす原因となります。特に免税事業者を多く含む個人事業主等がインボイス登録をし、課税事業者になると、これまでと同じ売り上げがあったとしても、新たな消費税負担により収入が大幅に減ることになり、生活困窮に陥る可能性があることが容易に想像されます。

また、多くの個人事業主は、取引上の立場が弱く、「インボイス登録をしないと今後の契約を約束できない。」「制度が始まったらこれまでお願いしていた仕事を継続するのは難しくなる。」「発行事業者にならないとその分報酬を値引きする。」「課税事業者になっても請負金額は据え置きにする。」など、クライアントや元請から通

知された事例も出てきています。

こういった話は決して対岸の火事ではありません。私達の周りに実際に起きている、そしてこれからたくさん起きようとしていることです。

本来税制は納税義務者である国民にとってわかりやすい制度であることが求められるところ、インボイス制度は制度設計が大変複雑で、容易に理解できるものではありません。

免税事業者の中にはよく理解ができないまま、とりあえず登録をし、後で思いがけない税負担に苦しむ者が現れるということは容易に想像ができます。

非正規雇用の拡大など、労働環境が変化したことにより、個人事業主やフリーランスといった生き方を選択する方が増えてきました。コロナ禍の影響による失業や収入減少で、フリーランスが倍増したという報道もあります。

フリーランスは、不安定な収入や脆弱な社会保障制度、取引上の力関係で弱い立場にあるなど、デメリットもありますが、自由な働き方や、既存の組織的な枠組みにとらわれない新しい発想で付加価値を生み出すことができるといった魅力ある働き方、誇りある生き方です。

政府においても、個人事業主やフリーランスの健全な活躍や活用は、我が国経済社会の今後において重要であるとしています。

であるならば、インボイス制度という名の消費税増税は直ちに廃止をして、人々が自分らしく個々の能力を存分に発揮して社会経済活動を送れるよう、我が国の土台である小規模事業者の支援策を講ずることこそ、政府の役割であると考えます。

2点目の反対理由は、事業者の負担が、消費者や労働者に転嫁される恐れがあることです。仮に仕入れ業者が免税事業者に配慮して、消費税負担を仕入れ価格に転嫁しなかった場合、その負担は仕入れ業者が負うことになります。

しかし、仕入れ業者が販売価格の値上げや人件費の削減といった別の形で、その負担を転嫁することも十分に考えられます。実際に電気料金については、インボイス制度の導入により、電力会社などに生じる損失を、一般家庭の電気料金の値上げで賄う方針が資源エネルギー庁から示されております。

また建交労軽貨物ユニオンは、インボイス制度が開始すれば、ドライバーの廃業が相次いで、物流が大混乱になる恐れを指摘しています。

当然、運送費の上昇に繋がることが予想されますし、ひいては販売価格にも影響を与えるでしょう。このような事象が多発すると、物価が高騰するおそれがあり、低賃金が維持されたままの現状においては、ワーキングプアの拡大ともなりかねません。

我が国では一昨年からの物価や光熱費の高騰で、特に低年金、無年金の高齢者や生活保護受給者、ひとり親世帯等といった、低所得者などの皆様の生活は非常に苦しいものとなっています。

毎年、多数の相談が寄せられている当協議会の電話相談会においても、失業無職、低賃金、低年金、病気等が原因で生活に困窮し、生活がぎりぎり、預貯金が底をついた、食べるものもない、住むところがない、医療費が高い、食費を削る、冷暖房の使用を控えるなど、時に相談者の生命や身体が危機的な状況である旨の悲痛な相談が多数、寄せられています。

果たして、国民を守るべき立場の政府は、生活者の実態が、このような状況であるということを、正しく理解しているのでしょうか。

こうした状況下で、物価高に拍車をかけ、更なる生活苦を引き起こしかねないインボイス制度の導入は、到底容認できるものではありません。

3点目の反対理由は、破産後の生活再建の妨げになるということです。一般的には破産をすれば、全ての借金がなくなると思われがちですが、例外的に破産しても免責されない、非免責債権というものがあり、その中の一つが公租公課、つまり税金や社会保険料です。

消費税は当然税金ですので、非免責債権であるために、自己破産をしたとしても免責されずに消費税の滞納が残ってしまいます。税の滞納は、通常の民間同士の債務と違い、裁判所などの債務名義がなくても、課税当局の判断で差し押さえができてしまいます。児童手当や年金、給料などの差押禁止債権が銀行口座に入ったとたんに、差し押さえられるといった過酷、違法な取立ても報告されています。

免税事業者に消費税の納税義務を課すことになるインボイス制度は、必然的に、破産をしたとしても免責されない消費税を負わせることとなります。そのため、破産後の生活再建の妨げになるということは大いに斟酌すべき事情であると言えます。

破産をして、新たな人生をやり直そうとしても、債務が残っていれば、生活再建の妨げになってしまいます。破産したとしても免責されないというリスクがあるのであれば、新たな事業にチャレンジしたい、挑戦したいという方が二の足を踏み、自由な経済活動が阻害されるのではないのでしょうか。

以上の理由から、インボイス制度は、事業者のみならず、市民の生活に大きな打撃を与える制度と言わざるを得ません。

制度の導入を巡っては、益税といった誤解が横行し、賛成する方が反対派を非難するといった状況が続いております。消費税相当分は消費者からの預かり金ではなく、あくまで商品やサービスの対価である。益税は存在しないという正しい理解を広めることは、政府の最低限の役割です。そして、貧困や格差が待ったなしに拡大する我が国において、もっと大切なことは、誰もが弱い立場になりうるということ、私達自身が受け入れて、一人一人の国民、市民が自分事として問題に向き合っていくことだと思います。

消費税の増税分を、事業者同士や、消費者で負担を押し付けあい、社会の分断を招くインボイス制度は直ちに廃止すべきです。その上で本当に必要な施策は、努力とチャレンジによって、商品やサービスの付加価値を高め、産業文化の発展に貢献する事業者を応援すること。

そうした生き方や自分らしさの追求を国が支援すること。そして、仮に失敗したとしても、社会が受け入れ、受容し、再チャレンジを当たり前に行えるようにすることではないのでしょうか。

以上の理由から、当協議会は、インボイス制度の廃止を強く求めます。

4. 青年法律家協会弁護士学者合同部会 インボイス制度（適格請求書等保存方式）導入に反対する決議報告 報告者：笹山尚人（弁護士／青年法律家協会弁護士学者合同部会議長）

われわれ弁護士も自分の仕事を通じて、またその専門的職能を通じて、今回のインボイス制度は国民の生活と人権を脅かしかねない大きな問題があるということを共通の問題意識として持っています。

青法協の決議において重視していることは、インボイス制度の導入は、生存権の侵害になるのではないかとことです。

我が国の日本国憲法には、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという生存権の規定があります。

この生存権というのを私達一人一人が人権として保有するということができるということになっているわけです。人権という言葉を変えて考えると、どういうことなのか。

権利を行使するには、そこに発生原因があります。例えば「水を買いましたので、水をください。」と言えるのは、売買契約という契約の事実があるからです。それが発生原因です。

交通事故に遭った人が加害者に対して損害賠償請求が出来るのは、民法で「不法行為があれば損害賠償請求が出来る」と記載がありますが、法律に記載されている事実の発生が、損害賠償請求することの請求原因になるわけです。

このように誰かが誰かに対して何かの権利を行使するには、発生原因があるわけですが、人権という権利を行使するにはいったいどういう発生原因があるのか。それは人であるということただそれだけです。

人間でさえあれば、権利として行使できる。国に対して、「私が人間として、命と健康と文化的な生活を作ってください。」と国に請求できる。これが生存権という考え方になるわけです。

その人の人権として、国に対して生活保護の受給申請をするということは、ただ人間でありさえすれば当然できる権利だから求めていくわけです。

日本国憲法第 25 条の 2 項は、1 項の生存権に対応して、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならないと記載されています。

国民には生存する権利があり、国は社会保障などに努めなければならないという義務を課している。これが憲法における生存権というものの構造になっており、今の日本社会においてとても大事な部分であると考えます。

私達の日本社会では、誰かが人生に失敗したときの責任について、失敗した人の自己責任であるかのように喧伝されていますが、たとえどんな人であっても、どんなに社会で生きることに対し困難な事情を抱えている場面であっても、その人には人である限り生きる権利があり、その生きる権利を守らなければならないのは国だということが憲法上の構造としてはっきりしているわけです。

ですから、その人が失敗して行き倒れても自己責任だというのは、憲法的に見ると逆さまの価値観だということを私達は理解をしておくべきだと思います。

この生存権の実現のため、国の責任を担っている国会議員の皆さんや、行政当局の皆さん、自治体の職員の皆さまは、日本国憲法のもとで社会を規律していくことを、義務として実現すべき立場にあるということをはっきりさせておきたいと思います。

私達青法協は、インボイス制度は、この生存権を侵害するのではないかと大いに問題視しています。憲法 25 条の発想で言うと、何らかの制度を設けるということは、社会福祉の向上のために国が尽力するための義務の実現としてやらなければいけないことですが、果たしてそうなっているかということがやはり問題だろうというふうに思います。

私達の決議ではインボイス制度について、以下のように指摘をさせていただきました。

インボイス制度の導入は、免税事業者である中小零細の事業者やフリーランスが事実上経済取引から排除される可能性が高いこと。また、課税事業者となることで経済的基盤の脆弱な中小零細事業者やフリーランスがさらに経済的苦境に陥ること。そして、事業者に新たな過重な事務負担を課すことという大きな問題点がある。経済的基盤の脆弱な中小零細事業者やフリーランスを更なる経済的苦境に追い込むインボイス制度は、こうした貧困と格差を拡大する消費税制度の根源的問題を一層拡大強化するものに他ならない。ひいては、これは健康で文化的な生活を保障した日本国憲法 25 条の精神にも大きく反するものと言わざるを得ない。

中小零細事業者やフリーランスの皆さんの生存とか生活の問題は、そもそも憲法 25 条の生存権の問題なのかという疑問もあるかもしれませんが、憲法 25 条の生存権は、別に救貧政策を定めたものではない。これはあくまでも全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を送るということを保障するというふうに定められている権利ということになるわけですので、救貧政策的に捉えて、彼らにそういった権利がないというふうに考えるのはむしろ誤りだと考えておりますし、それが憲法の正しい規定だと思います。

憲法の 25 条というのは社会権規定というふうに言われます。社会権規定というのは、25 条から 28 条の四つの条文で構成をされています。

まず 25 条に生存権。26 条に教育を受ける権利。27 条に労働する権利。そして 28 条に団結権・団体行動権・団体交渉権という労働基本権の条文が定められています。国民は憲法上主権者として位置づけられていますが、社会の中で主権者としての実を發揮するために必要だと考えられることが順番に書かれています。

まず人は、健康で文化的な生活をしなければならない。成長するためには必要な教育を受けるべきだ。そして、自分自身の社会参加や自己実現のために、働かなければいけない。働くためには、強大な相手との間で交渉するために団結したり団体行動したりすることが社会的参加の実践として行われなければならない。

この条文の考え方からいくと、たとえ中小零細事業者であれ、フリーランスの方であれ、しっかりと生存できる状況にあるのか。彼らが求める必要な教育ができているのか。彼らの生存や社会参加として仕事ができるための保障がなされているのか。また、彼ら自身の主体的な社会参加の場が保障されているのかということ、それぞれの場面に応じて保障していくということが人としての権利であり、その権利を守るために社会としての制度を作らなければならないということが国の責任だということが生存権規定の考え方です。

果たしてインボイス制度は、このような生存権規定の考え方が実践されているのか。大いに疑問です。

中小零細事業者やフリーランスの方が、元々経済的基盤が脆弱な中で、免税措置を奪われるような状況に置かれているということ自体に問題があると考えます。

「それは益税だから免税措置がなくなっても仕方がない」ということを言う人もいますが、これまでご指摘がある通り、それは非常に大きな間違いでありますし、憲法的に見ても大きな問題があるというふうに考えられます。

そもそも、そのような状況が多数あるのは、非正規雇用の皆さんを意図的に生み出してきた国の政策に問題があるのであって、そういった状況の中に生まれてきた皆さんの人権をどう確保するのか考えることが本来国が行うべきことだと思います。

生存権的な観点で考えたとき、インボイス制度は、やはりそこに関与する皆さん、物価高に基づく全国的な影響ということも含めて、多くの国民の生存権を侵害するものというものであり、大いに危惧されます。

私達弁護士は、生存権の現場に立つ法律実務家として、これを絶対に許すわけにはいかない。このような観点でインボイス制度の廃止を掲げさせていただきました。

5. インボイス制度に関する地方議会の採択状況についての報告

報告者：阿部伸（インボイス制度を考えるフリーランスの会 STOP！インボイス）

私からはインボイス制度に関する地方議会の採択状況についてご報告させていただきます。前提として、日本の地方議会は非常に閉鎖的で、ネット上で議会の様子とかを調べようとしても、全くオープンにしていない議会がたくさんあります。そうした中で調べているので、資料の数字はあくまで最低限の数字だと思っていただいて結構だと思います。恐らくこれ以上の数の議会で採択が実際されていると思います。

当会での調べによると、インボイス制度の中止、延期、見直しなどを求める意見書の請願陳情が採択された自治体は250にのぼります。

その中で全会一致が121になりますが、全会一致ということは、当然ながら自民党や公明党の議員の先生方も、この意見書には賛成しているということになります。

特筆すべき意見書として、シルバー人材に関する意見書というものもあります。実はシルバーさんも個人事業主になって、インボイス制度の直接的な当事者になります。

例えばどれぐらい消費税の増額になるかですが、国会の答弁によると、インボイス制度によるシルバー人材センターの新たな消費税負担は、全国で年間約200億円とされています。1施設当たり約1500万円に上るとのことです。よくインボイス制度というのは、免税事業者やフリーランスの問題というふうに報道されがちなのですが、実際は違います。このシルバー人材センターの例で言えば、シルバーさんなのか、センターなのか、または、その利用者さん（消費者）なのか、誰かが必ず増税になる制度です。

ですので、決して免税事業者だけの問題ではありません。シルバー人材センターにおいても、利用料金を値上げするところや、シルバーさんの手数料を減らすところも出てきています。前者は、消費者が消費税分を負担し、後者はシルバーさんが負担することになります。こうしたことから、シルバー人材センターについて特例を設けてほしいという要望が各自治体からでており、その数が115自治体になり、そのうち全会一致は100自治体になります。

また、農業に関する意見書というのもあります。よく農家に関しても農協特例があるから大丈夫という声を聞きますが、これも間違いがあります。

これは全てを農協特例に該当する取引で行っている農家さんだけの話です。例えば米農家さんは、収穫したお米を農協に売っているだけではありません。農協以外の仲買業者さんにも買い取ってもらったりします。その時々状況によって、農協に買い取ってもらうか、仲買業者に買い取ってもらうか変わってくるそうです。他にも農協に卸すだけでなく、飲食店に直売している農家さんも同じで、結局、農協と取引してる農家さんであっても、その他との取引においてインボイス登録が必要になれば農協特例は全く関係ないことになります。そうしたことから農業に関する請願が二つの自治体で採択されていずれも全会一致になっています。

こうしたインボイス制度に反対したり、見直しを求める陳情や請願の採択数は、合計すると367自治体のほります。全国に自治体は1700強あり、その2割以上でこうした声が上がっていることになります。

当会が全国の採択状況を調べた理由に、今年の2月から行っている「全国お手紙リレー大作戦」というプロジェクトがあります。これは、当時インボイス反対の陳情請願が採択されていなかった1600の自治体に、我々から陳情書を送付するというプロジェクトになります。

この陳情書の監修を協力してくださったのは、実は与党の議員の方々です。自民党、公明党の地方議員の先生方が「インボイスは大問題である」ということで我々の陳情書の作成を手伝ってくれて、一緒に1650の自治体に配布しました。よくインボイスに反対しているのは共産党だけだとか、左翼だとか言っている著名人がいて、我々も揶揄されるのですが、決してそんなことはないということを言及したいと思っております。

「全国お手紙リレー大作戦」ですが、陳情書を送付しただけではなかなか採択されないの、各地域に住む皆さんの地元の地方議員さんに働きかけをしてほしいと呼びかけました。私自身もいろんな地方議員の先生方と面会し、採択されるように働きかけをしてきました。当会のメンバーも、みんな個別でそうした取り組みを行っています。

我々は、これまで活動を通じ、多くの地方議員と面会をしてきています。そして、多くの議事録にも目を通してきています。

今本当に言えること。「この国にインボイス制度を本当に理解している地方議員が何人いるのでしょうか？」「消費税法の条文には、預り金や益税なんていうものがないということを知っている地方議員が何人いるのでしょうか？」「財務省が国会で預り金消費税は預り金ではないと明確に述べていますが、そのことを理解している地方議員はどれくらいいるのでしょうか？」「そのことをメディアはどのくらい取り上げてきたのでしょうか？」「この国の地域経済を免税事業者が下支えしていることを、どれだけ地方議員は理解していますでしょうか？」

議事録読んでいても本当にくだらないですよ。インボイス反対している議員さんも、正直インボイスのこと分かっていません。インボイスに賛成している議員も分かっていないです。地方議会の議事録見てください。もう本当にこんなことを議論しあって、我々の陳情書が否決になってるって、もう怒りしかないんです。

僕と一緒に、アニメーターの方が、ある地方議員に会ったことがありました。その地方議員、そのアニメーターさんに向かって何て言ったと思いますか。「あなたの収入を教えてください。」そのアニメーターさん。悔し涙流しながら収入を言いました。自分の収入をさらすってどういうことかわかりますか。挙句の果てにその議員は「免税事業者なんですね。じゃあ今まで不当に利益をもらってたんですね。」こういう話はまだまだあります。

我々のメンバーは陳情した地方議員にこう言われたそうです。「経理の事務手続きができない免税事業者なら、やめてしまえ。」「他の職業を選べばいいじゃないか」「淘汰されて当然だと思う」

財政が、政治家が、人の職業選択に口を出すなんてどういう時代でしょうか。今こういうことが各地で起こっています。

インボイス制度が始まる前に、既にこういう地方議員から、我々は不当な差別を受けています。本当に始ま

ってしまったらどうなるか、本当に危惧しています。今回地方議会の採択情報ということで、地方議員の話をしました。国会でも同じです。

国会でどれだけインボイスについて答弁されたか知っていますか。2016年に軽減税率とともに法案が成立しましたが、その時インボイスのことについて、何分国会で答弁されたでしょうか。当時の国会議員に聞きましたが、マスコミの方々もよくご存知だと思います。

当時報道でも国会でも、8%と10%、何にどちらを振り分けることしか話してない。インボイスの話をろくにしていない。それなのにインボイスはさっと通ってしまった。その後、コロナ禍やウクライナの戦争もあって、ろくに議論もなくここまで来てしまった。

また、我々がよく言われるのが、決まったことにいまさら反対してどうするのかということです。なにも国会で話し合いもしてないし、地方議会でもまともな議論をしていないのに、おかしいと思った人間が声を上げるは当然ではありませんか。

インボイス制度が始まる前にいろんな偏見が起きていますし、消費税に関する誤解もたくさんあります。そんな中で始まってしまうと本当に恐ろしいことが起きるのではないかと危惧しております。我々はそうした状況を踏まえて、38万筆を超えるオンライン署名を財務省の方々に届けました。この数字を国内最多となる50万筆を目指して、9月25日月曜日に、「岸田総理にSTOPインボイス50万の声を届けようアクション」というものを総理官邸前で行う予定です。オンライン署名のご協力どうぞよろしくお願いします。そして9月25日には、官邸前アクションにどうかご参加ください。地方議会での採択を目指す「全国お手紙リレー大作戦」も引き続き行っていくしますので、どうかよろしくお願いいたします。

6. インボイスに反対する司法書士有志の会 司法書士に対するアンケート結果報告

報告者：白井則邦（司法書士／インボイスに反対する司法書士有志の会 呼びかけ人）

今回のアンケートに回答した方の年代はほとんどが40代でした。司法書士業界は50代以降が半分ぐらいを占めているのですが、今回はオンラインのアンケートだったということで、回答があったのが比較的若い人で、データに偏りがあるかもしれないということをご承知おきください。

所属司法書士会については全国様々な方から回答いただきましたので、都市部のみとかの偏りはないのではないかと思います。

事務所の売上については、課税事業者と免税事業者がだいたい半分ずつぐらいという結果になっております。具体的には、売上0円から499万円が23%、500万円から999万円が23%、1000万円から4999万円が50%で、5000万円以上が4%ということで、司法書士業界は大体このような分布になっているのが他の調査でも出ています。

インボイス制度について知っているかどうかのアンケートに対しては、「よく知っている」と「少し知っている」がほとんどではありますが、「あまり知らない」と「全く知らない」という方も1割ほどいます。この1割という数字についてですが、アンケートは制度開始直前にとっているにもかかわらず、知らない方が結構いるという印象です。これは、司法書士会として、これまでインボイス制度についての発信がされていない結果だろうと、司法書士業界としてインボイス制度についてもっと考えていかなければならないと思います。

登録したかどうかのアンケートについては、登録したという方が45%、登録する予定という方は14%です。過半数の方が登録するのですが、一方で登録しないという方が25%います。

インボイス制度の自分への影響の予想についてのアンケートは、他の業界でも言われているように売上げが減るといふ人と、可処分所得が減るといふ人が多いですが、一番多かったのが事務負担が増えるという結果になっております。半数以上の方が事務負担が増えると回答しています。

廃業するという人が2%と少ないのは、先ほど年代のところで申し上げた通り、今回のアンケートは中堅で一番脂がのっている時期の40代が一番多いことが影響していると思われます。今回アンケートではあんまり出てこなかった高齢者層がどうしているのかというところは、しっかり注視しなければいけないと思います。

司法書士は、司法アクセスに非常に重要な機能を有していますが、もし廃業が増えてしまうと、その地域の司法アクセスに影響あるのではないかと懸念しております。

次に、インボイス制度の自身への影響予想ですが、対事業者業務がほとんどないという方はおそらくインボイス登録しないと考えられます。

問題なのは、インボイス登録しないと領収書でその売上げが1000万円ないということのをさらけ出すことになるという意見で、インボイス未登録者が司法書士会の中で少数派になれば廃業を検討することになるのではないかとことです。

インボイスというものが、税金の問題というよりも、信用を判断する一つの基準にされるのではないかとこの危機感がここで表れているのだと思います。本来であれば、その人の能力や成果で判断されるべきところを、インボイス登録がないというだけで、ここは売上げがないから信用できないのではないかと、社会がそういう価値観を持ってしまうのではという懸念があります。

そして、司法書士会の仕事や公益的活動の影響についても聞いてみました。参加機会が増えるという人が3%で、参加機会が減ると答えた人が約11%。影響がないという人が一番多くて約半数です。

司法書士はいろんな権利擁護活動をしています、困窮者が増えたり格差が拡大している中で、そういった活動をしていくべきだと思いますが、活動に参加する担い手を増やしていかないといけないところ、インボイス制度がそれを妨げる大きな要因になるのではないかと懸念しております。

次に、独立開業への影響です。開業への影響があるという方が65%いますが、開業して間がないときに、まったく収入がない中で、消費税の納税義務や事務負担があるということになると、開業するのが難しくなるのではと感じております。

それから、インボイスが始まって値上げ交渉しやすくなるかという質問ですが、思わないと答えた方が76%でわからないと答えた方が23%。思うと答えた方が1%となっております。

インボイス登録を促された相手という質問では、取引先と税理士さんが大きく割合を占めています。また、促されたことがないという方も65%おられます。

ここからは自由記載で書いていただいたアンケート結果になりますが、まずインボイスによる社会の影響について格差拡大、スタートアップの障害となるという回答が多くありました。

また、登録すると事務作業が確実に増えるという回答も多くありました。

さらに、事業者の破産による再建が難しくなるということも、個別の意見としてありました。今後、破産手続きの依頼の際に、消費税がネックになって出来なくなる可能性もあると思います。

すごく重大な意見と思うのは、生きがい重視の仕事に就けなくなるということです。仕事は、お金を稼ぐためではなく、それ以外の目的でもやる場合があります。このインボイス制度はお金を稼ぐことのみが目的ではない方が登録を促されるというのは、非常に問題のある制度だと思います。

司法書士業界への影響ですが、これは開業のハードルが上がるということが先ほどのアンケート結果にもありました。あと、商業登記の受託をしない事務所が出るのではないかと意見もありました。

司法書士の重要な業務に、不動産登記と商業登記がありますが、不動産登記は個人を相手にすることも多いのですが、商業登記は法人である事業者が依頼者になるので、インボイス登録を促される可能性があり依頼を受けないという事務所も出てくるかもしれません。そうなるとその地域の商業登記を受託する事務所が減ってしまうという問題が発生し、司法アクセスの低下にもつながることが考えられます。

司法書士は小規模な事務所で、免税事業者として事業を継続することも多く、そういった事務所が廃業に追い込まれたり、独立開業のハードルが上がることで受験者数も減少する恐れがあります。それは結果的に、法的サービスを利用する人にとって非常に悪影響があるということではないかと考えています。

7. 質疑応答

Q：全国商工新聞：今回の集会は史上初とのことですが、これまで連携してこなかった3団体が、今回連携して記者会見を開かれる意義を改めて教えていただければと思います。

A：荘原直輝（全国青年司法書士協議会会長）

全国三青会は、通常は各団体でそれぞれの関心のある問題について取り組んでおり、年に数回、それぞれの団体の活動報告や意見交換をしています。

今回史上初と記載したのは、インボイス制度への反対運動として議員会館にて院内集会を開催することが史上初ということです。過去には、登記手数料値上げ反対運動等の別の問題で、全国三青会で連携して反対運動をしたということもあります。

今回のインボイス制度は市民生活の様々なところに悪影響を及ぼす制度であると考え、弁護士、税理士、司法書士それぞれの観点から団結して行動を起こす必要があるということで、このような場を設けさせていただきました。

Q：エヌピー通信社：実際にインボイス制度が始まるまで、あと少しですが、それまでに3団体で活動していく予定とか、もしくは10月以降の活動予定があれば教えてください。

A：山田隆一（全国青年税理士連盟前会長）

全国三青会としては、まず本日の緊急集会に照準を合わせて準備をしてきました。今日の反響を見て、今後ともまた一緒に行動をしていくべく、考えてまいります。今の段階ではまだ、具体的に何かをするという予定はございません。

Q：フリーの記者：免税事業者という言葉についてお聞きします。免税事業者というのは実はなくて、事業者の中に課税事業者がいるのではないかと感じられます。免税事業者という言葉がインボイス反対運動において差別や偏見、益税論を強化していると感じられます。この免税事業者という言葉の周りの環境や、免税事業者という言葉について疑問を呈している方はいらっしゃるのかをお聞きしたいです。

A：山田隆一（全国青年税理士連盟前会長）

免税事業者という言葉、表現、用語ということですが、これは法律的な用語というよりは一般的な呼称になっていて、私たちもそこは意識をせずに普段から使っています。ただ、おっしゃる通り、この表現自体が、免税事業者にとっては非常に酷なものではないかということも感じますので、今後は配慮した表現にすることも必要なのかなと思います。

Q：WEB：消費税は非免責債権とするソースが見つからないです。なぜこのような事を質問するかというと、身内に同族会社をたたんだ際に連帯責任で個人の破産も同時にしましたが、普通に免責されたそうです。（例によって消費税と法人税の滞納で倒産しましたが）

A:全国三青会運営

破産法第253条第1項1号が根拠です。おそらく租税債権については、通常、連帯債務ではないので、個人には請求されなかったため、個人が負っていた債務は全て免責されたのではないのでしょうか。個人事業主の場合は、消費税滞納分が免責されないで、破産後も滞納分を負い続けることになります。

Q：WEB：インボイス制度が導入されて、政府は、生活困窮者が出ることはない、おっしゃっているのでしょうか？そういうご説明は受けていないのでしょうか？仮に、困窮する方が出た場合には、国等から支援等をしてもらえないのでしょうか？

A: 全国三青会運営

2割特例や80%50%の経過措置、加えてインボイス対応のためのシステムの導入については持続化補助金がありますが、質問の趣旨と思われるインボイス制度導入で消費税負担が生じて生活が困窮した場合の支援は、残念ながら今の所ないと思います。